

大学生のリボ払い利用に影響する心理的要因

1200459 田内 仁士

高知工科大学 経済・マネジメント学群

第1章 はじめに

1-1 概要

本論文では、近年普及が進むキャッシングの中でも特にリボ払いの利用（クレジット支払いにおけるリボルビング機能の利用）に付随する問題、すなわち返済が困難になるような状況を未然に防ぐ手段について検討する。またこの検討に先立って、リボ払いを積極的に利用する人の属性について検証する。

第2章 背景と研究仮説の導出

2-1 目的・背景

現在、日本はこれまでにない速度でキャッシュレス化が進行している。日本のキャッシュレス決済比率は、2008年の11.9%から2017年には21.3%へと推移しており、今後2025年には31.2%まで膨らむとの試算もある（一般社団法人キャッシュレス推進協議会、2019）。そして、消費税率の改定に伴う政策の一環として展開されたキャッシュレス決済に対するポイント還元の総額も2019年10月1日の開始からわずか40日程度で11億円を超えたとの発表（経済産業省、2019）があり、キャッシュレス化は上記の試算より早い速度で進行している可能性もある。

このように、キャッシュレス化が急速に進行している現在、法制度やネットワークなどの環境が不十分であるといった理由で、数々の問題が発生している。例えば、急速なサービスの展開で、私達消費者だけでなく店舗などの事業者側、特に中小企業の事業者についてもその対応が間に合わないなどの問題が発生している。また、2018年12月に、PayPay株

式会社が数億円にも上る被害を出したセキュリティ上の問題もある。さらに、若者を中心に、知識不足によって手数料や金利の支払いによって損を窮するという問題が指摘されている（CREVIEW、2018）。このように、キャッシュレス化に伴ってすでに複数の問題が発生している。

本論文では、特に3番目に挙げた、手数料や金利に伴う問題に焦点を当てて検討する。

ここで比較的手軽に利用できるものの一つにクレジットカードのリボルビング機能、通称リボ払いが挙げられる。下の図1は現在筆者が所持しているクレジットカードのリボ払いの年率をまとめたものである。

クレジットカード名	年率
楽天カード（JCB）	15%
DCカード（VISA）	15%
YJカード（master）	18%
セゾンカード（AMEX）	9.06~14.6%
JCBカード（JCB）	8.04~18%

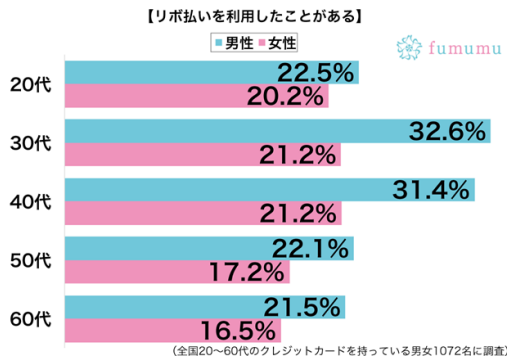
（図1）※出典：各クレジットカード会社ホームページより抜粋し筆者が作成

これを見ると、各社、金利を15%~18%で設定していることが理解できる（図1）。仮に、年率15%のクレジットカードで10万円をリボ払いで利用し、月々3千円ずつ返済したとすると、支払合計額が121,454円まで膨らむことになる。これだけでも2万円以上の手数料を支払っていることになる。

一方、各年代5人に1人以上がこれまでにリボ払いを利用したことがあると回答した調査結果がある

(図2)。

もちろんリボ払いにも、「高額商品を分割にすることにより月々の支払額が抑えられる」、「現金がないときの急な出費に対応できる」、また「毎月の支払額を一定にして、家計管理を簡単にできる」といったメリットもある (CREVIEW、2018)。



(図2) ※出典：『覚えておきたい「リボ払い」の仕組み』
(fumumu、2018)

しかし、割高な金利であることが明確にわかっているリボ払いについて、多くの人が容易に利用するのはなぜだろうか。ここで、十分な知識がないまま容易に利用し、事後的に不利益を被ったとの信念が多数形成された場合、キャッシュレス化の進展を阻害する世論が形成される可能性もある。このような問題意識に基づき、本研究ではリボ払いを利用する人の特徴や共通点を明らかにする。

2-2 先行研究

前節では、日本のキャッシュレス化の進行具合、リボ払いのメリット・デメリットについてみてきた。これによれば、リボ払いの利用にはリスクを伴うことが理解できる。本節では、リボ払いに加え、消費者ローン利用者や多重債務者、現代の若者の消費行動に関する先行研究についてレビューする。

多重債務者を対象とした先行研究では、「返済困難者」が借金を膨らませる理由として、金銭管理能力が欠如しているために無担保ローンの与信枠を超え、他の利息制限法の制限金利以下の金融商品に手を出してしまうためであると示されている (堂下・内田・照井、2006)。その中で、「返済困難者」にな

る人は、心理的に未熟であるという特徴を有すると結論している (堂下・内田・照井、2006)。また、同様に債務額や返済額の多少に関わらず、能力の未開発者も「返済困難者」になりやすく、多重債務問題解決のために、行動・抑制に関する能力である

「セルフ・コントロール力」と、対人関係に関する能力である「ソーシャル・コントロール力」の二つの能力が必要であり、そのどちらも欠けているのが多重債務者であると結論付けている (浅川・飯田、2006)。

次に、リボ払い利用者を対象とした先行研究では、現状維持バイアスと同時に時間選好率の関与があるとし、将来価値または効用を現在価値に割り引く場合、消費者がそれぞれ暗黙のうちに想定する割引率である時間選好率が関係することにより、現状維持バイアスが高い個人は負債レベルをより高くする傾向があるとしている (Meier & Sprenger、2007)。そして、時間選好率から捉えると、近い将来のほうが大きく割り引かれやすいため借金に依存する傾向を持ち、支払いが先送りされる状態を好む傾向が強いと推測している (嶋田、2010)。この原因として、変化に伴う様々な負荷に対する対応力及び忍耐力が低く、自らそれに向かって変えていくだけの柔軟性や持続性をもたず、結果として計画性が低いために先を読むことも、先行きの見通しを検討することも困難であるとしている (嶋田、2010)。また、大学生は収入が低いことに加えて、ローンやクレジットに関する知識が不足していることから「借金」に対する意識が希薄であること、また“今”を楽しむことを重視する消費意識など、他の年代とは異なる現代の若年層に特有の要因も関係していると述べている (安藤、2002)。

最後に、若者の消費行動についての先行研究をしてみる。これによれば近年の若者の消費は、周囲からの承認の意識が付きまとい、周囲からどう思われているのか、また空気を読めているかなど周囲の人間との関係性を保つために消費するといった特徴を有する。またこのような消費を「社交消費」と呼んでいる (原田、2012)。また、若者の「消費の総

“交際費”化」が進んでいるとの結果もある（坂本、2018）。

以上をまとめると、多重債務者やリボ払い利用者は「セルフ・コントロール力」に欠けること、また若者の消費行動は変わりつつあり、支出額も使い方も変わってきていることが理解できる。

ここで、生活にかかる費用の多くを親の仕送り等に依拠している学生の場合、アルバイト等で得られる副収入による消費の大部分は交際費に費やされることが考えられる。そうであるならば、出費の多くはいわゆる人付き合いに充てられることになり、したがって「ソーシャル・コントロール力」が低いとの前提を置くことには問題があるように思われる。これが本研究の本質的な問題意識である。

2-3 仮説

これまでの議論から、以下の仮説が導出される。

仮説

『学生のリボ払い利用者は、「セルフ・コントロール力」は低いが、「ソーシャル・コントロール力」は高い。』

もしこの仮説が支持される検証結果が得られれば、本研究の主張は正当性を有する。

第 3 章 実証方法

3-1 実証方法

本研究では、リボ払いを利用したことがある大学生（今後は【A】と呼ぶ）2 名とリボ払いを利用したことがなく、消費行動のほとんどを現金で決済している大学生（今後は【B】と呼ぶ）7 名の計 9 名を対象に、質問紙調査とインタビュー調査を実施した。セルフ・コントロール力を測定する質問項目については、坂本（2018）の消費行動診断の質問項目と尺度を参考にした。また、ソーシャル・コントロール力を測定する質問項目については、島本・石井

（2006）の大学生における日常生活スキル尺度を参考にした。なお、これらの質問項目は筆者自らの考えに基づき、参考文献より抜粋、追加したものである。さらに、リボ払いに関するインタビュー調査の

質問項目は筆者が独自に作成したものである。質問項目は、セルフ・コントロール力を測定するものが 30 問、ソーシャル・コントロール力を測定するものが 12 問、またリボ払いに関する質問項目が 3 問の合計 45 問である。回答方法は「当てはまらない」

（1 点）－「当てはまる」（4 点）までの 4 段階の評価尺度を用いている。

3-2 実証結果

表 1 は、セルフ・コントロール力とソーシャル・コントロール力に関するアンケート結果に基づいてそれぞれの項目ごとに平均値を算出し、【A】と

【B】のグループに分けて表にしたものである。問 1 は得点が高いほど能力に欠けることを示し、一方問 2 は得点が高いほど能力があることを示す。

問 1	【A】	【B】
(1)自己コントロール	3.1	2.4
(2)生活意識	2	1.629
(3)金銭感覚	3.2	1.857
(4)消費意識	2.8	1.657
(5)買い物意識	2.4	1.229
(6)危機管理	2.8	1.114
問 2	【A】	【B】
(1)親和性	2.5	2.714
(2)リーダーシップ	2.667	1.952
(3)感受性	2.833	2.571
(4)対人マナー	3.833	3.571

（表 1）アンケート結果から筆者が平均値を算出し作成した

問 1	t	p (両側)
(1)自己コントロール	2.091	0.0748
(2)生活意識	0.535	0.6087
(3)金銭感覚	3.031	0.0191
(4)消費意識	2.532	0.0391
(5)買い物意識	3.273	0.0136
(6)危機管理	7.51	0.0001
問 2		
(1)親和性	-0.308	0.7669
(2)リーダーシップ	1.364	0.2147
(3)感受性	0.53	0.6125
(4)対人マナー	0.92	0.3878

(表2)表1の結果より t 検定を行った結果

これらを見ると問1のセルフ・コントロール力に関する結果では、すべての項目で【A】は【B】と比べて劣るということが分かる。また、この結果で平均得点の差の検定 (t 検定) を行くと、(1)の自己コントロールと(2)の生活意識以外の4項目では統計上有意に差があるということが示された (表2)。また、問2のソーシャル・コントロール力に関する結果では、【A】も【B】も統計上有意な差は見られなかった。

次に、インタビュー調査で、3問の質問を行った。欲しい物 (価格は10万円) を丁度買えるだけの金額を所持していた場合、【A】は二人ともが購入すると答えたが、【B】は4人が購入しないを選択した。また、購入しない理由として、「10万円しかないのに10万円のものを買うのはおかしい」、あるいは「あと2〜3万円多く所持していたら購入する」などが挙げられた。また、欲しい物 (価格は10万円) を買えない金額 (3万円) しか所持していない場合に、親や友人に借りて購入するか、分割払いで購入するか、または諦めるかの3択で質問すると、【A】【B】ともにほぼ諦めると回答したが、【A】の一人だけ分割払いで購入すると回答した。購入する理由について、「売り切れる心配があるなら、手数料を払ってでも購入したい」と述べている。一方、購入しない理由として、「手数料で定価より高くな

る時点で購入することはない」、あるいは「借りたお金を返せなかった場合、信用にかかわるので人に借金はいしたくない」などが挙げられた。そして、購入しないと回答した【B】の人に分割払いのイメージを質問したところ、「借金地獄のような印象がある」と答えた人がいる一方で、「月々の支払いが少ない方が安心できる」と回答した人もいた。

第4章 まとめ

4-1 考察

本研究の検証では、リボ払い利用者と非利用者の間の心理的特性にどのような相違があるのかを分析し、ここからリボ払い利用者の特性を明らかにした。

検証の結果は、本研究の仮説 (『学生のリボ払い利用者は、「セルフ・コントロール力」は低い、 「ソーシャル・コントロール力」は高い。』) を一部支持するものであった。

先行研究では、多重債務者はセルフ・コントロール力もソーシャル・コントロール力も低いと結論されていたが、本研究の結果は、大学生のリボ払い利用者は、セルフ・コントロール力のみが低いことを示している。これは本研究の仮説を支持するものである。

一方、ソーシャル・コントロール力については、利用者と非利用者との間に差が出なかった。この理由として、以下の二点が考えられる。一点目は、若者の消費行動の変化である。原田 (2012) は、若者の消費の多くが社交的なこと、すなわち消費の総「交際費」化が進んでいると主張したが、近年、例えば2017年の動向を見ると、「貯金」の割合が増加しており、若者が所得を貯蓄に回していることが示されている (消費者庁、2017)。これは、昨今注目されている社会保障に対する不安から、将来の備えを十分にしておこうという心理の表れであろう。二点目は、例えば「若者の飲み会離れ」に代表されるように、若者の人付き合いにおける変化が挙げられる。これは近年話題になっている、20代と40代以上の意識格差にも表れており、例えば20代は飲み

会について「消費する時間とお金が割に合わない催し」と捉え、参加を拒む傾向があることなどと同関係ではない (WORKPORT、2018)。以上より、若者が社交的な目的で金銭を消費する割合が総合的に低下していることが理解できる。

最後に、本研究の結果は、セルフ・コントロール力が高くても、リボ払いの仕組みを理解していない、あるいは理解していてもデメリットを軽視しているため、今後状況次第で利用する可能性があることが示唆された。

4-2 改善策

本研究の結果と考察を踏まえ、以下の提案をするに至った。

現在、日本ではリボ払いの利用に対して十分な規制や注意を行っていない上に、各カード会社はリボ払いの利用を増やすための施策を様々な提案している。しかし、学生の収入額や支出方法を考えると、各クレジットカード会社に対して、学生用のリボ払いを禁止もしくは、金利を下げるといった学生専用のリボ払いプランを設定する義務を負わせるなどの規制が必要なのではないだろうか。また、このようなサービス提供者への規制に加えて、学生の利用者に対する教育も重要である。

以上が、本研究から導いた改善策である。これにより、学生や新社会人の不本意なリボ払いの利用を防げるかもしれない。

4-3 今後の課題

本研究は、学生のリボ払い利用者の特性について分析を行ったが、先行研究の多重債務者や大学生のクレジットカード利用に関する研究より、アンケート対象者の希少性が高く、分析のための母数が少なくなってしまった。また、セルフ・コントロール力とソーシャル・コントロール力に限定して調査・分析をしたが、その他の要因については十分に検討されていない。今後はこれらの点を考慮し、リボ払い利用者の属性を総合的に検証する必要がある。

第5章 参考文献・引用

- ・佐々木美加 (2017)「金融行動に関する心理学的研究についての考察」『明治大学教養論集』、523号、明治大学教養論集刊行会、2017年1月、11-27頁
- ・渡辺伸子・佐藤有耕 (2010)「お金に対する態度に関する心理学的研究の動向」『筑波大学心理学研究』、40号、筑波大学心理学系、2010年、61-71頁
- ・小野田菜穂 (2004)「消費者金融における消費者教育の有効性」、早稲田大学商学部、2004年
- ・浅川貴志・飯田香織 (2006)「消費者ローン利用者への返済行動に関するインタビュー分析調査」、東京情報大学総合情報学部経営情報学科、2006年
- ・嶋田美奈 (2010)「現状維持バイアスと心理的特徴の関係」『パーソナルファイナンス学会年報』、10号、パーソナルファイナンス学会、2010年、29-59頁
https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_10355540_po_ART0009576924.pdf?itemId=info%3Andljp%2Fpid%2F10355540&contentNo=1&alternativeNo=&__lang=ja
- ・坂本雄亮 (2018)「多重債務者の特徴から見る大学生のクレジットカード利用実態」、首都大学東京、2018年
- ・fumumu (2018)「覚えておきたい『リボ払い』の仕組み」(2018/4/6)(閲覧日 2020/02/07)
<https://fumumu.net/2373/>
- ・一般社団法人キャッシュレス推進協議会 (2019)「キャッシュレスロードマップ 2019」(2019/4)
https://www.paymentsjapan.or.jp/wordpress/wp-content/uploads/2019/04/Cashless_Roadmap_2019.pdf#search=%27%E3%82%AD%E3%83%A3%E3%83%83%E3%82%B7%E3%83%A5%E3%83%AC%E3%82%B9%E7%8E%87+%E6%8E%A8%E7%A7%BB%27 (閲覧日 2020/02/07)
- ・「楽天カード、リボ払いのページ」
<https://www.rakuten-card.co.jp/adjustment/revo/> (閲覧日 2020/02/07)
- ・「JCB、リボ払いのページ」
<https://www.jcb.co.jp/service/payment/pop/kapp>

[an_goriyou.html](#) (閲覧日 2020/02/07)

- ・「DC カード、リボ払いのページ」

<https://www.cr.mufg.jp/dc/service/payment/revo-switch/commission/index.html> (閲覧日

2020/02/07)

- ・「YJ カード、リボ払いのページ」

<https://card.yahoo.co.jp/service/loan/revo.html> (閲覧日 2020/02/07)

- ・「セゾンカード、リボ払いのページ」

https://www.saisoncard.co.jp/guide/gu003_revo2.html (閲覧日 2020/02/07)

- ・CREVIEW (2018)「初任給の 1/2 が返済に…リボ地獄に陥った 22 歳女子の反省文」(2018/8/6)

<https://creditcard-view.jp/special-story/01/>
(閲覧日 2020/02/07)

- ・島本好平・石井源信 (2006)「大学生における日常生活スキル尺度の開発」『教育心理学研究』、54 号、日本教育心理学会、2006 年 6 月、211－221 頁

- ・消費者庁 (2017)「平成 29 年版消費者白書【特集】若者の消費 第 3 章」

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_research/white_paper/pdf/2017_whitepaper_0004.pdf#search=%27%E5%A4%A7%E5%AD%A6%E7%94%9F+%E6%B6%88%E8%B2%BB%E8%A1%8C%E5%8B%95+%E8%AB%96%E6%96%87%27 (閲覧日、2020/2/6)

- ・WORKPORT「これもゆとり世代の特徴？若者の飲み会離れの本音」(2018/5/1)

<https://www.workport.co.jp/plus/articles/1426>
(閲覧日、2020/2/6)